

議案第69号

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。
令和5年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し、同項及び附則第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

本県職員の特殊勤務手当の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。